（別紙様式**第２号**）

契約内容確認書【記入例】

**【留意事項】**

* **応募時に契約を締結していない場合は、契約相手の合意を必ず得た上で（見込みは不可）、契約書又は**

**契約内容確認書の案を提出してください。この場合、契約日や契約当事者（出荷者及び実需者、三者**

**契約の場合は中間事業者も）の押印は不要ですが、それ以外の事項については記入してください。**

加工・業務用野菜生産基盤強化事業の対象とする契約取引の内容等

|  |  |
| --- | --- |
| **採択年度****（契約年度）** | **平成　３１　年度****●単年契約の場合　　　　　　（平成３１年度分）****●複数年契約（5年間）の場合（平成３１～３５年度分）** |
| 対象品目名（品種名） | キャベツ（○○）　※(○○)には、実需者が求める品種があれば、品種名も記載します。※事業実施計画に品種の記載がある場合は、(○○)に品種名を記載します。 |
| 契約期間（注１） | **●単年契約の場合**平成**３１**年10月10日　～　平成**３２**年　4月30日※実際の契約出荷期間を、可能であれば日付まで記載します。**●複数年契約（5年間）の場合****契約期間　平成３１年10月1日　～　平成3６年４月30日****3１年度出荷期間　平成3１年10月1日～平成3２年4月30日****3２年度出荷期間　平成3２年10月1日～平成3３年4月30日****3３年度出荷期間　平成3３年10月1日～平成3４年4月30日****3４年度出荷期間　平成3４年10月1日～平成3５年4月30日****3５年度出荷期間　平成3５年10月1日～平成3６年4月30日**　　※**各年度で本事業の対象となる出荷期間を記載します。*** **該当する方を記入**
 |
| 契約方法（注１） | 数量契約 | 面積契約 |
| **●単年契約の場合**契約数量（ｔ）**●複数年契約の場合****3,860ｔ****うち3１年度契約分　630ｔ****3２年度契約分　660ｔ****3３年度契約分　750ｔ****3４年度契約分　850ｔ****3５年度契約分　970ｔ** | 630ｔ* **契約先が２者以上の場合は、年度ごとに当該欄の数字を積み上げた結果が、事業実施計画の「６　対象契約の計画」の契約数量又は契約面積と同じである必要があります。**
 | 契約面積（ha） |  |
| 加工形態（注２） | キャベツの千切りカット※「自ら加工している」場合に限り、この欄を記入し、出荷先との契約を対象とします。 |
| 契約を増加する理由（注３） | 契約数量の増加分は輸入品からの代替であって、既存国内産地の置換えではありません。 |
| 備　考（注４） | （平成**3１**年11月1日から出荷開始予定） |

上記の内容に相違がないことを確認します。

平成**31**年○月○日

住所：

* **各契約者の職位及び氏名を記入します。**
* **役職は、契約の締結や発注の権限を有している者を設定することとします。**

　　　出荷者名：Ａ農業協同組合

代表理事理事長　　○　○　　○　○　**印**

平成**31**年○月○日

住所：

（注**５**）中間事業者名：Ｃ青果株式会社

**事業本部長**　　△　△　　△　△　**印**

平成**31**年○月■日

住所：

　 実需者名：Ｂ加工株式会社

**代表取締役**　　◇　◇　　◇　◇　**印**

（注）１．契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。

**２．（注１）については、契約期間が１年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。**

**３**．（注**２**）については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。

**４．（注３）については、契約数量又は契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあっては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示すこと。**

**５．（注４）については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は~~平成~~　年　月　日」などと記載する。**

**６**．（注**５**）については、中間事業者~~（実施要領別記１の第８の１（３）に定める者）~~を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記名欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

 **(例)「農協－全農県本部－卸売会社－実需者」の取引の場合、全農県本部と卸売会社が中間事業者になり、記載順に出荷者(農協)、中間事業者(県本部)、中間事業者(卸売会社)、 実需者の順になります。**

**７**．出荷者、**中間事業者及び**実需者~~（実施要領別記１の第８の１（１）及び（２）に定める者）~~の順番は変えないこと。